



平成 27 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ミクニ
代表者名 代表取締役社長 生田 久貴
(コード：7247 東証第1部)
問合せ先責任者 取締役 執行役員
経営企画・管理本部長 金田 光司
(TEL. 03-6895-0038)

信託を用いた役員株式報酬制度（役員報酬B I P信託）の内容確定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会および平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に、取締役（社外取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象とした信託を用いた新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。本日「役員報酬B I P信託」契約を締結し、本制度の信託の期間、制度開始日、信託金の総額、株式の取得時期につき正式に決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度の内容につきましては、平成27年5月25日付で開示いたしました「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

記

1. 信託契約の内容

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成 27 年 8 月 17 日 |
| ⑧信託の期間 | 平成 27 年 8 月 17 日～平成 32 年 8 月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成 27 年 8 月 17 日
平成 28 年の定時株主総会の日からポイント付与を開始 |
| ⑩議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の総額 | 141 百万円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成 27 年 8 月 18 日～平成 27 年 9 月 17 日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |

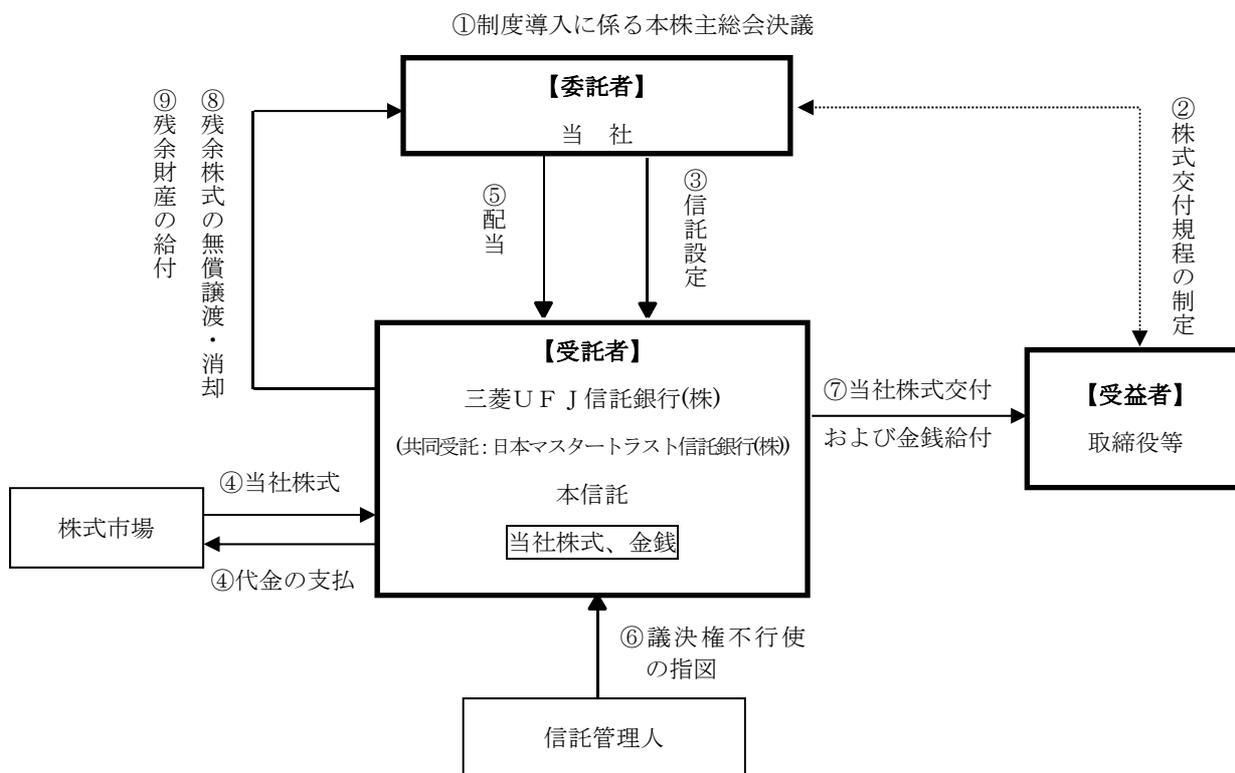
⑩残余財産

帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行います。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。

2. 本信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会にて、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位や業績目標の達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が退任時に交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が退任時に給付

されます。

- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却します。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以 上